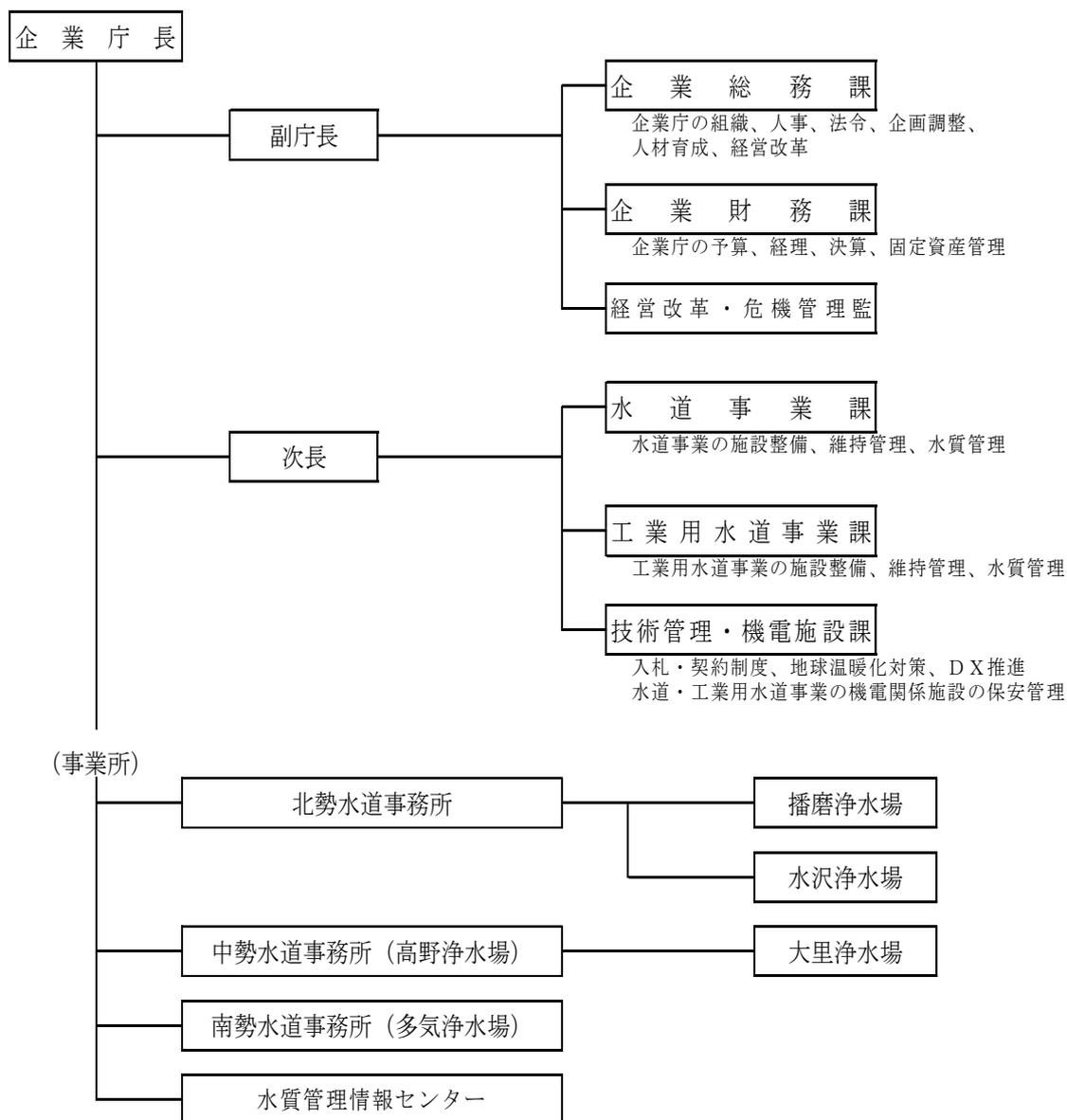


I 企業庁の概要

1 令和7年度の組織体制

(1) 組織図〔5課、4事業所〕



(2) 職員数の推移 (令和7年4月1日現在)

【単位：人】

	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
	人数	増減								
本 庁	58	▲3	61	3	53	▲8	51	▲2	51	-
事業所	120	1	119	▲1	120	1	117	▲3	117	-
計	178	▲2	180	2	173	▲7	168	▲5	168	-

2 令和6年度決算の概要

(1) 損益計算書

損益計算書は、水道・工業用水道事業に係る令和6年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の1年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益で、水の供給に伴う料金収入等です。

費用の主なものは営業費用で、施設の維持管理費や減価償却費等であり、これら費用の増加により両事業とも純損失（赤字）となりました。

(単位:百万円・%、税抜)

	水道事業			工業用水道事業		
	令和5年度	令和6年度	前年度比	令和5年度	令和6年度	前年度比
営業収益	8,193	8,053	98.3	5,435	5,371	98.8
営業費用	8,906	9,054	101.7	5,552	5,876	105.8
営業損益	▲713	▲1,000	140.3	▲118	▲505	429.8
営業外収益	967	988	102.1	389	362	93.1
営業外費用	264	230	87.0	205	167	81.3
経常損益	▲9	▲242	2,553.0	66	▲310	—
特別利益	10	33	319.0	10	136	1,303.9
特別損失	—	—	—	—	—	—
純損益	1	▲209	—	77	▲173	—
前年度繰越利益剰余金等	71	72	101.4	90	167	184.9
当年度未処分利益剰余金(▲は当年度未処理欠損金)	72	▲137	—	167	▲6	—

(2) 貸借対照表

貸借対照表は、水道・工業用水道事業に係る令和6年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、各事業の決算日時点における財政状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されます。固定資産の主なものは管路や浄水場等の有形固定資産、ダム使用権等の無形固定資産です。

負債は、企業債や引当金等の固定負債、企業債（1年以内償還分）や未払金等の流動負債、国庫補助金等の繰延収益で構成されます。

資本は、資本金と剰余金で構成されます。

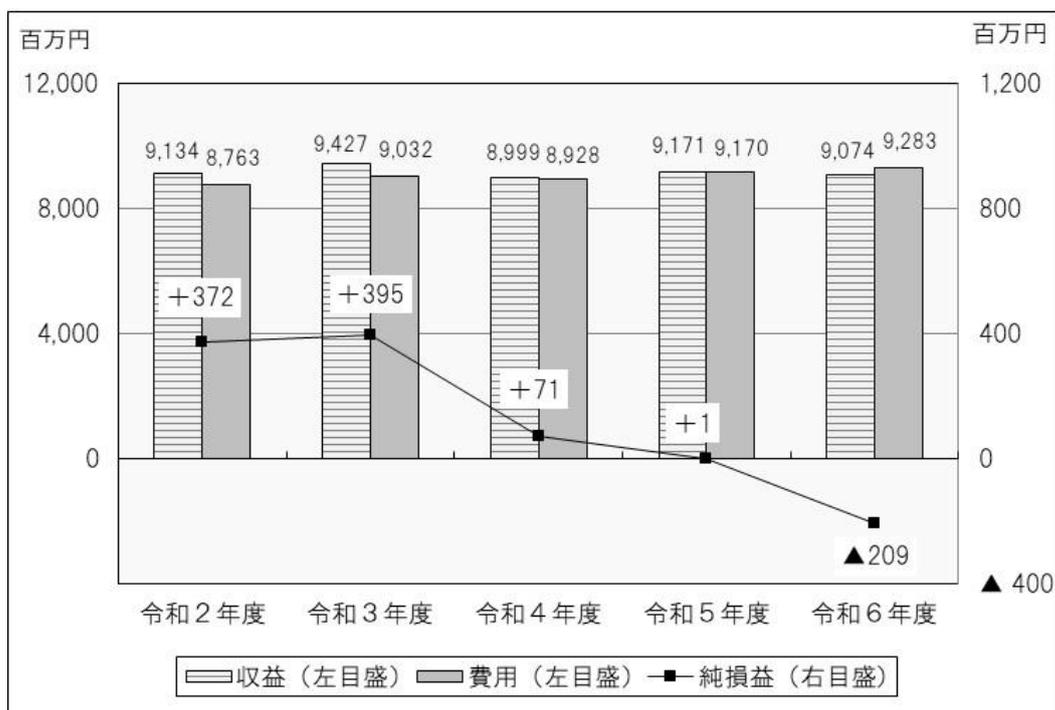
(単位:百万円・%、税抜)

	水道事業			工業用水道事業		
	令和5年度	令和6年度	前年度比	令和5年度	令和6年度	前年度比
固定資産	115,561	116,108	100.5	114,134	114,932	100.7
流動資産	10,679	9,780	91.6	7,729	7,183	92.9
資産合計	126,240	125,888	99.7	121,862	122,115	100.2
固定負債	10,430	10,362	99.3	24,955	25,303	101.4
流動負債	2,402	3,010	125.3	1,753	1,834	104.7
繰延収益	20,744	20,007	96.4	16,364	16,068	98.2
負債合計	33,576	33,378	99.4	43,072	43,206	100.3
資本金	91,722	91,778	100.1	77,394	77,687	100.4
剰余金	941	732	77.8	1,396	1,223	87.6
資本合計	92,663	92,510	99.8	78,790	78,909	100.2
負債・資本合計	126,240	125,888	99.7	121,862	122,115	100.2

※上記(1)、(2)とも四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

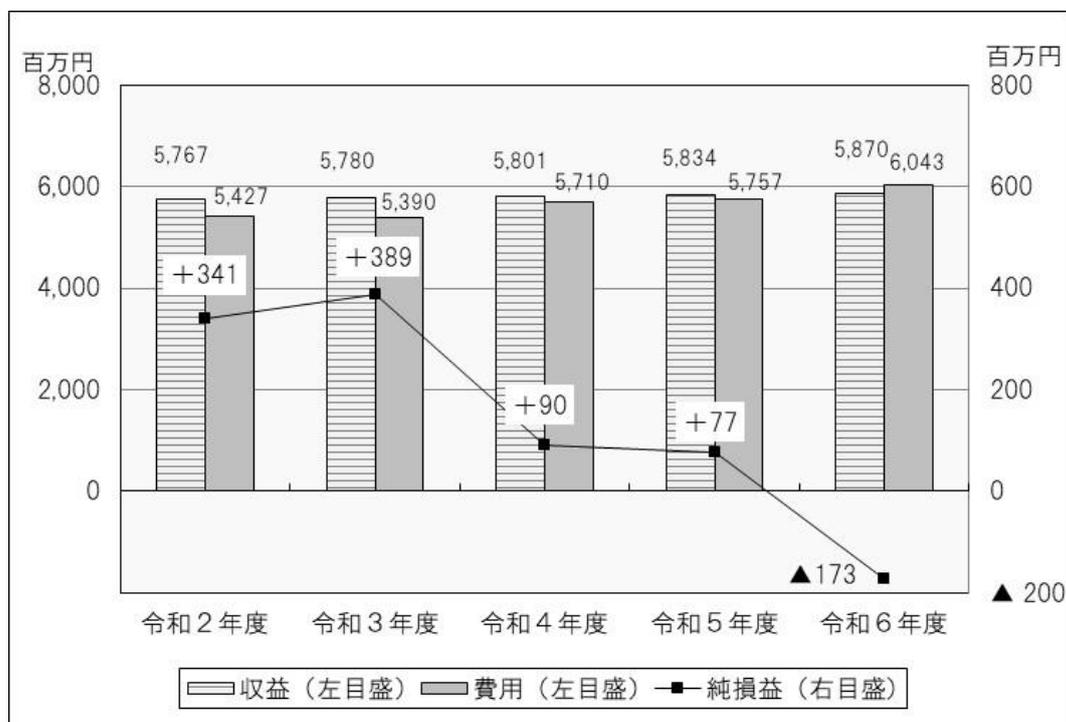
(3) 決算額の推移

ア 水道事業



※令和6年度に純損失が発生した理由は、近年の電気料金（動力費）の高止まり、労務単価（委託料）や物価の高騰による維持管理費の増、建設改良に伴う減価償却費の増等によります。

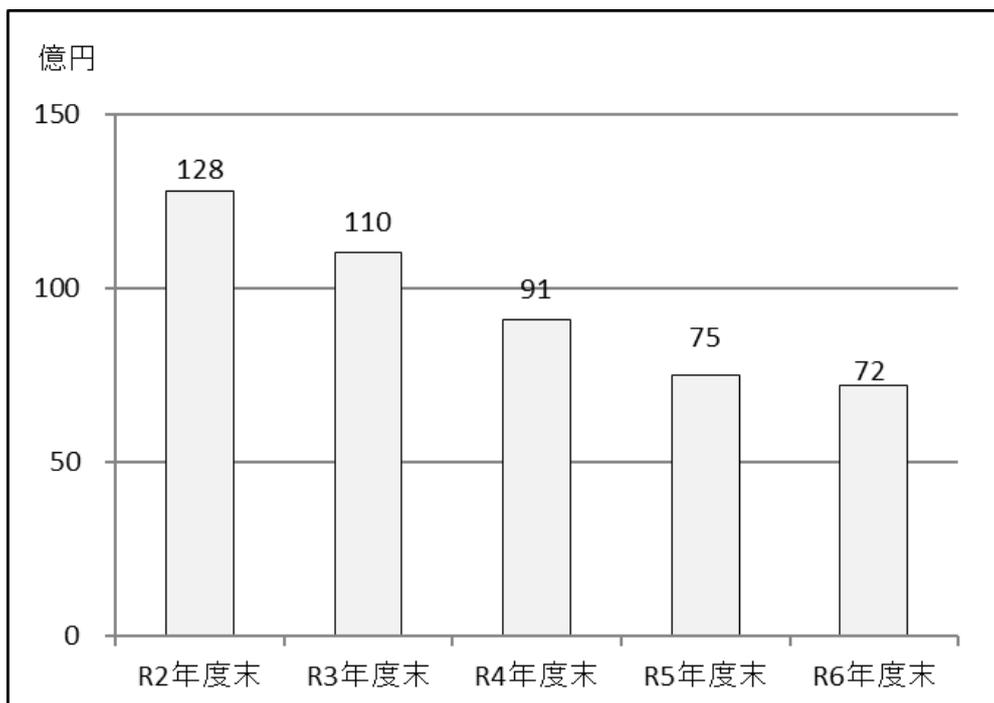
イ 工業用水道事業



※令和6年度に純損失が発生した理由は、近年の電気料金（動力費）の高止まり、労務単価（委託料）や物価の高騰による維持管理費の増、建設改良に伴う減価償却費の増等によります。

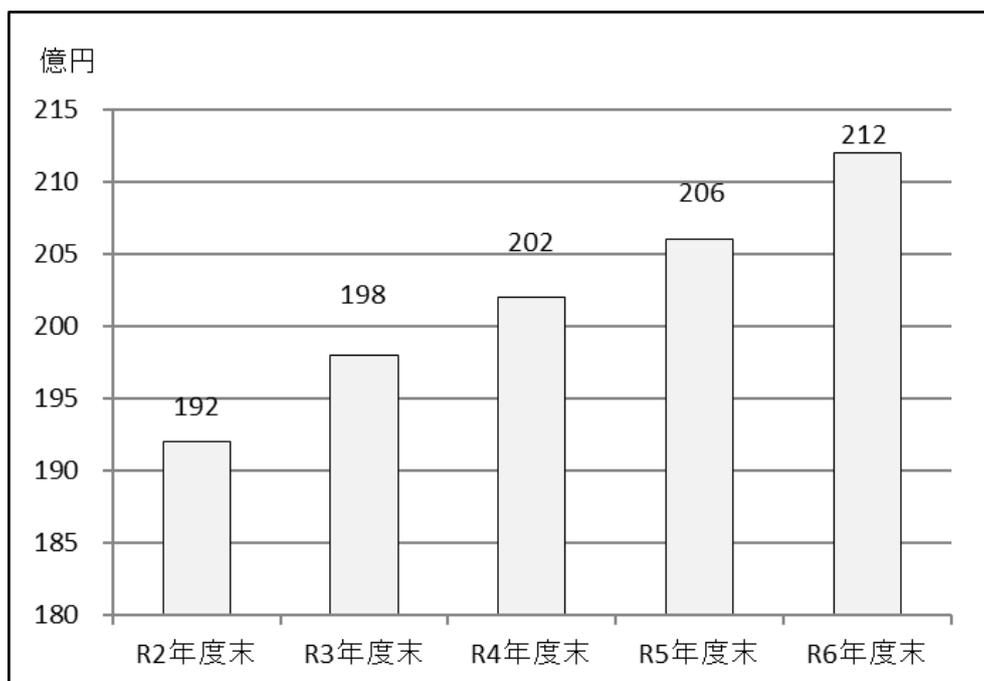
(4) 長期債務（企業債）残高の推移

ア 水道事業



※平成 23 年度以降、企業債を発行せずに償還のみを行っていたことから、企業債残高は減少していますが、近年の大規模な耐震化工事等による建設投資の大幅な増大に対応するため、令和 6 年度から企業債発行を再開しています。

イ 工業用水道事業



※近年の大規模な耐震化工事等による建設投資の大幅な増大に対応するための企業債発行を行っていることから、企業債残高は増大しています。

II 各事業の令和7年度進捗状況

1 水道用水供給事業

(1) 運営状況

本県の水道用水供給事業は、水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和43年に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

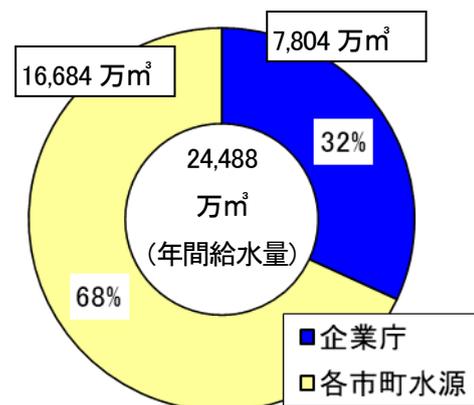
その後、事業統合や拡張事業を順次実施し、市水道事業への一元化を経て、現在は、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営しており、県内18市町に水道用水を供給しています。

令和8年1月1日現在の給水能力は、一日あたり429,366 m³となっています。

令和5年度の企業庁の給水量は7,804万m³で、県全体の給水量2億4,488万m³(注)の32%を占めています。

(注) 令和5年度三重県の水道概況(三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課 令和7年3月)より

県内水道の給水量に
企業庁の水が占める割合
(令和5年度実績)



(2) 料金

本県の水道料金は、基本料金と使用料金からなる2部料金制を採用しています。水道料金は、原則、5年ごとに見直しを行っています。

基本料金・・・「基本水量」に「基本料金の料率(円/m³・月)」を乗じて得た金額
使用料金・・・「使用水量」に「使用料金の料率(円/m³)」を乗じて得た金額

※詳細は、「【参考】水道料金(水道用水料金)の算定方法と総括原価方式(P15)」を参照

料金表

(令和8年1月1日現在)

事業名	北中勢水道用水供給事業					南勢志摩水道用水供給事業
	北勢系 木曾川水系	北勢系 三重水系	北勢系長良川水系		中勢系	
			亀山市以外	亀山市		
基本料金の料率 (円/m ³ ・月)	700	1,710	2,230	2,430	960	780
使用料金の料率 (円/m ³)	39					

※ 料金算定期間：令和2年度～令和6年度(令和7年度～令和8年度に適用)

水道事業の概要【営業関係】

(令和8年1月1日現在)

事業名		水源 <浄水場>	計画 目標 年度	給水対象市町及び給水量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始 年月日
北中勢 水道用水 供給事業	北勢系 木曾川水系	木曾川総合用水 (岩屋ダム) <播磨>	S60	四日市市 36,200 木曾岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 鈴鹿市 10,000 川越町 5,800 計 80,300	80,300	一部給水: S52.3.28 全部給水: S54.4.1
	北勢系 三重用水系	三重用水 <水沢>	H12	四日市市 41,800 鈴鹿市 6,600 菰野町 2,600 計 51,000	51,000	一部給水: H3.4.1 全部給水: H8.4.1
	北勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) <播磨>	R7	四日市市 2,200 木曾岬町 2,000 桑名市 1,100 菰野町 700 鈴鹿市 2,200 朝日町 1,000 亀山市 7,400 川越町 1,400 計 18,000	18,000	一部給水: H13.4.1 一部給水: H21.7.1 全部給水: H23.4.1
	中勢系 雲出川水系	雲出川 (君ヶ野ダム) <高野>	S60	津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: S46.6.4 一次拡張: S56.4.1
	中勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) <大里>	R7	津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10.4.1
南勢志摩水道 用水供給事業		櫛田川 (蓮ダム) <多気>	R2	伊勢市 37,300 明和町 2,800 松阪市 61,000 大台町 1,700 鳥羽市 20,000 玉城町 500 志摩市 10,000 度会町 500 多気町 6,050 計 139,850	139,850	一部給水: S62.5.1 全部給水: H27.4.1
合 計				18市町	429,366	

※計画目標年度は、事業認可時において、施設能力に見合う需要が発生すると見込んだ年度

水道事業の概要【確保水源】

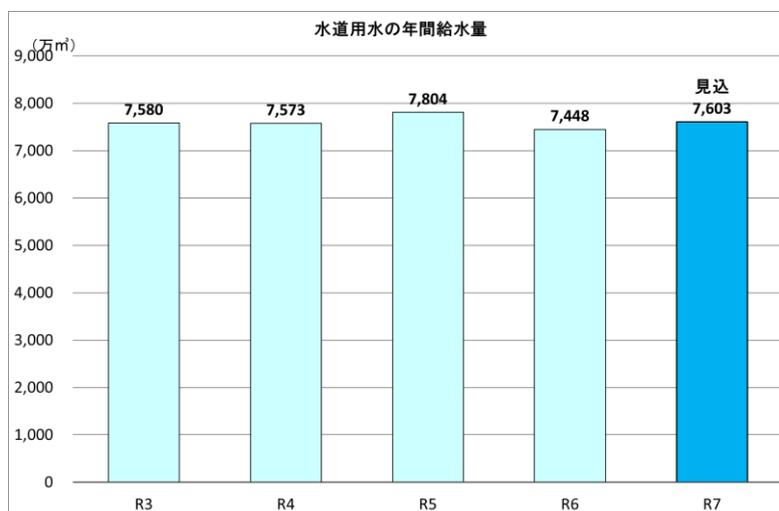
(令和8年1月1日現在)

水 源	計画給水量 (m ³ /日)	工 期	事業費	備 考
長良川 (長良川河口堰)	151,200	昭和43~ 平成 6年度	78.2億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
櫛田川 (蓮ダム)	20,850	昭和46~ 平成 3年度	36.1億円	水源施設は完了 (国土交通省管理)
合 計	172,050		114.3億円	

※事業費は、事業化分を除いた確保水源としての水道負担額

(3) 令和7年度の給水量見込み

本年度の水道用水の年間給水量見込みは約 7,603 万³m³で、近年は、概ね横ばい傾向で推移しています。



(4) 令和7年度的主要な取組状況

ア 安全でおいしい水の供給

精度の高い水質検査を行うとともに、その結果を浄水処理工程にフィードバックすることで適切な薬品注入量を決定するなど、きめ細かな浄水処理を実施し、水質基準を遵守しています。

また、県民の水道に対するニーズに対応し「安全性」、「味やにおい」の観点から、総トリハロメタン、カビ臭物質及び臭気強度について、国が定める水道水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化しており、現時点において、経営計画に掲げる水質基準と管理目標値のすべてを達成しています。

さらに、全国的に水源汚染が確認され、健康への影響が懸念されている PFOS 及び PFOA^{*}については、令和2年度より、全5浄水場（播磨、水沢、高野、大里、多気）の水源及び水道水において、毎年度2回の検査を実施し、安全性を確認してきました。

令和8年4月から PFOS 及び PFOA が水質基準項目に位置付けられ、3ヶ月に一度以上の検査が義務化されるのを前に、本年度は年4回の検査を実施することとしており、現時点までに3回の検査を実施したところ、全5浄水場の水源及び水道水において検出されていません。

^{*}PFOS 及び PFOA とは有機フッ素化合物 (PFAS) の一種であり、分解が遅く、環境中に蓄積されるため、令和2年4月より、国において水道水質管理上の注意喚起すべき項目として目標値 (50ng/L (暫定値)) が設定されています。

イ 強靱な水道の構築

主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した設備の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策等に取り組み、強靱な水道の構築をめざします。

(ア) 耐震化

a 主要施設

経営計画の計画期間中において、全5浄水場（播磨、水沢、高野、大里、多気）の49浄水処理施設の耐震化を完了させることとしています。

また、災害発生時に応急給水活動の拠点となる全14調整池についても、耐震性を確認したうえで、12池の耐震化を完了させることとしていましたが、令和6年度までに全調整池の耐震診断が完了し、12池の耐震性が確認できたこと、令和4年度に鍛冶屋調整池の耐震補強工事が完了したことから、現在では13池の耐震化が完了しています。

本年度は、残る高野浄水場（津市）浄水処理施設の耐震化工事や長谷調整池（多気町、1,000 m³）の敷地造成工事を進めています。

経営計画の成果指標	R7		R8
	目標値	見込	目標値
浄水場浄水処理施設の耐震化率(%) (累積/全浄水場浄水処理施設数)	100 (49/49)	目標達成予定	100 (49/49)
調整池の耐震化率(%) (累積/全調整池数)	71.4 (10/14)	目標を上回る 92.9 (13/14)	85.7 (12/14)
計画期間内に実施する調整池耐震化の進捗率(%)	33.3 (1/3)	目標を上回る 100超 (4/3)	100 (3/3)



浄水処理施設
(急速ろ過池)

耐震化予定の高野浄水場（津市）

b 管路

管路総延長約 430km のうち、耐震適合性のない管路が約 160km あり、経営計画の計画期間中において、特に液状化が想定される地域に埋設されている被害率の高い管路など約 23.9 km と布設後 40 年以上経過した管路約 10.2 km を合わせた約 34.1km の耐震化を完了させることとしています。

本年度は、過年度に着手した約 0.7 km を含めて、約 3.3 km の工事を進めています。

経営計画の成果指標	R7		R8
	目標値	見込	目標値
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長 : km)	69.1 (297.0/429.6)	目標を上回る予定 69.3 (297.8/429.6)	70.0 (300.9/429.6)
計画期間内に実施する 管路耐震化の進捗率(%)	88.8 (30.3/34.1)	目標を上回る予定 91.0 (31.1/34.1)	100 (34.1/34.1)

※ 管路延長の端数処理により、率計算が合わない場合があります。



送水管布設替工事の施工状況（多気町）

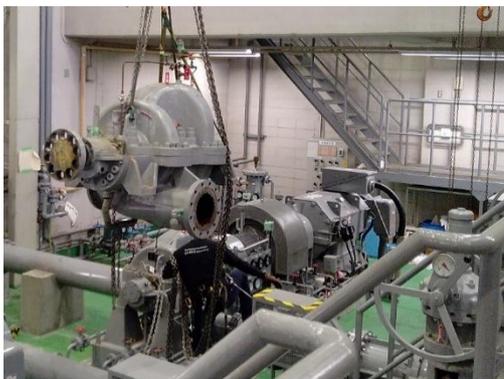
(イ) 老朽化対策

将来にわたり水道施設の機能を維持し、中長期的なトータルコストを縮減するため、適切な維持管理に努め施設の長寿命化を図るとともに、効率的かつ計画的な施設の更新を進め、老朽化対策に取り組むこととしています。

a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、菰野導水ポンプ所（菰野町）の導水ポンプ設備の分解点検整備や、宮川水管橋（伊勢市）の塗装塗り替え工事などを進めています。



分解点検整備中の菰野導水ポンプ所
導水ポンプ設備（菰野町）



塗り替え工事中の宮川水管橋（伊勢市）

b 電気・機械設備の更新

経営計画の計画期間中において、更新時期を迎える 157 設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造終了などの要素を総合的に判断して、更新を進めることとしています。

本年度は、過年度に着手した北勢水道事務所（四日市市）の統括監視制御設備や水沢浄水場（四日市市）のろ過池制御設備など 6 設備を含めて、14 設備の更新工事を進めています。

経営計画の成果指標	R7		R8
	目標値	見込	目標値
設備の更新率（%） （累積/計画期間内に更新する設備数）	94.3 (148/157)	目標達成予定	100 (157/157)



更新工事中の北勢水道事務所統括監視制御設備
（四日市市）



更新工事中の水沢浄水場ろ過池制御設備
（四日市市）

(ウ) 風水害対策

浸水対策及び土砂災害対策については、経営計画の計画期間中において、対応が必要な勢和加圧ポンプ所（多気町）など9施設（工業用水道との共有施設1施設を含む）の対策を完了させることとしています。

本年度は、高野浄水場取水沈砂池（津市）の浸水対策工事や長谷調整池の敷地造成工事を進めています。



浸水対策予定の高野浄水場取水沈砂池（津市）

また、災害時等における長時間停電対策については、非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、既存設備の更新に合わせ適切に対応することとしています。

本年度は、過年度に着手した高野浄水場など3施設の非常用発電設備や、芸濃送水ポンプ所（津市）の非常用発電設備の更新工事を進めています。



更新工事中の高野浄水場非常用発電設備
（津市）



更新予定の芸濃送水ポンプ所非常用発電設備
（津市）

(エ) 拡張事業（未整備分）

北中勢水道用水供給事業（長良川水系）は、受水市町からの要請を受け、県（環境生活部）が策定した「北部広域圏広域的水道整備計画」（平成20年3月改定）に基づき、当庁が実施しています。

本年度は、当該計画上、未整備となっている取水・導水施設の整備について、令和9年度の供用開始に向け、導水ポンプ所（桑名市）の建築工事や導水管路の布設工事等を進めています。

(5) 健全な事業運営の確保

現在、当庁の水道事業は、昨年度の料金見直しにおいて、物価等の高騰が続く中で、受水市町の水道事業に与える影響を考慮し、令和7～8年度の2年間は料金を据え置いたことから、厳しい経営状況となっており、健全な事業運営を確保することが必要となっています。

このため、本年度は、将来にわたり安定的な水道水の供給を持続できるよう、受水市町との相互理解を図るために、当庁の経営状況に関する勉強会を年2回実施し、当庁の厳しい状況を説明するとともに、市町の意見も伺いながら丁寧に協議を進めているところです。

また、広域連携について、三重県では令和5年3月に「水道広域化推進プラン」を策定するとともに、県内29市町及び県を構成員とする「水道事業基盤強化協議会」を設置し、この協議会内で地域別ブロック会議やワーキンググループと階層を分けて、基盤強化につながる広域化の検討を進めており、当庁も一水道事業者として参加しています。

本年度は、当庁の給水区域に係るブロック会議に3回、ワーキンググループに6回参加し、関係市町と情報を共有しながら検討を進めているところです。

【成果指標】

令和7年度の目標値及び見込値（令和7年12月末時点）は、次のとおりです。

経営目標	成果指標	令和7年度 目標値	令和7年度 見込値
安全でおいしい水の供給	①水質基準適合率（%）	100	100
	②総トリハロメタンの管理目標値達成度（%）	100	100
	③カビ臭物質の管理目標値達成度（%）	100	100
	④臭気強度の管理目標値達成度（%）	100	100
強靱な水道の構築	⑤浄水場浄水処理施設の耐震化率（%）	100	100
	⑥調整池の耐震化率（%）	71.4	92.9
	⑦管路の耐震適合率（%）	69.1	69.3
	⑧設備の更新率（%）	94.3	94.3
	⑨給水障害発生件数（件）	0	0
健全な事業運営の持続	⑩給水原価（円/㎥）	114.5	118.1
	⑪経常収支比率（%）	100以上	91.8

※ 成果指標の説明

①水質基準適合率

水道法の水質基準に関する全検査数のうち、適合している割合

②総トリハロメタンの管理目標値達成度

水道水の安全性に関する指標のうち、総トリハロメタン（水質基準値0.1mg/L以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.05mg/L以下」を達成した割合

③カビ臭物質の管理目標値達成度

水道水のおいしさに関する指標のうち、カビ臭物質（ジェオスミン及び2-MIBの2項目、共に水質基準値0.00001mg/L以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.000008mg/L以下」を達成した割合

④臭気強度の管理目標値達成度

水道水のおいしさに関する指標のうち、臭気強度（国の水質管理目標値3以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「2以下」を達成した割合

⑤浄水場浄水処理施設の耐震化率

浄水場における浄水処理施設（49施設）のうち耐震化する施設数の割合

⑥調整池の耐震化率

調整池（14施設）のうち耐震化する施設数の割合

⑦管路の耐震適合率

管路総延長（約430km）のうち耐震適合性のある管路延長の割合

⑧設備の更新率

計画期間（平成 29 年度～令和 8 年度）に更新する設備数の割合
更新対象設備は 157 設備

⑨給水障害発生件数

当庁に起因する事故により、住民（受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民）への給水支障が生じた件数

なお、水質事故や漏水等が発生した場合においても、住民に支障が無い場合は給水障害としない。

⑩給水原価

有収水量 1 m³を作るために要する費用

{経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋長期前受金戻入)} ÷ 有収水量

⑪経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標

経常収益 ÷ 経常費用 × 100

【参考】 水道料金（水道用水料金）の算定方法と総括原価方式

当庁の水道用水供給に係る水道料金は、全国の各水道事業体が料金算定の指針としている「水道料金算定要領」（公益社団法人 日本水道協会）に基づき、総括原価方式により算定しています。

1 総括原価方式

料金算定期間中の料金総収入額が、適正な総括原価（資本費及び維持管理費）と等しくなるよう料金を算定すること。

2 料金算定期間

5年間

3 料金体系

(1) 水系別：木曾川用水系、三重用水系、北勢系長良川水系、中勢系（雲出川水系、長良川水系）、南勢志摩水道

(2) 二部料金制

① 基本料金：水使用の有無にかかわらず定額で徴収する料金

② 使用料金：従量料金、実使用水量に単位水量当たりの価格を乗じて算定し徴収する料金

4 使用料金の平準化

複数の水系を利用する受水市町の利便性等を考慮し、平成 22 年度より全水系の使用料金を 39 円/m³に統一して平準化を図っています。

5 算定方法（基本料金）

$$\text{基本料金 (円/m}^3 \cdot \text{月額)} = \frac{\text{総括原価}^{(1)} - (\text{使用料金 39 円} \times \text{使用水量}^{(2)})}{\text{基本水量}^{(3)} \times 12 \text{ 月} \times \text{算定期間}}$$

(1) 総括原価

① 資本費（施設の建設・改良に要した費用）

支払利息、減価償却費、資本造成費

② 維持管理費（営業費用）

人件費、動力費、薬品費、修繕費、委託料、負担金、市町村交付金、物件費 等

(2) 使用水量

各受水市町の給水受給計画を基に算定した水量

(3) 基本水量（一日最大給水量）

各水系の施設整備にあたり、各受水市町が申し込んだ水量

2 工業用水道事業

(1) 運営状況

本県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大や、地盤沈下に対する地下水代替水確保の必要性の高まりから、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。

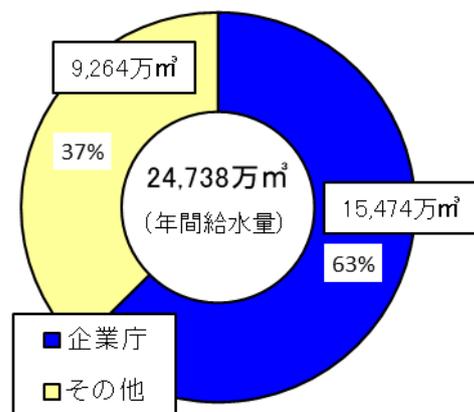
この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道の給水を開始しました。

令和8年1月1日現在の給水能力は、一日あたり911,500 m³で、県内の95社107工場に工業用水を給水しています。

令和5年の企業庁の給水量は1億5,474万m³で、県全体の工業用水使用量2億4,738万m³(注)の63%を占めています。

(注) 総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査(R7.8.29公表)」より

県内工業用水の使用量に
企業庁の水が占める割合
(令和5年実績)



工業用水道事業の概要【営業関係】

(令和8年1月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m ³ /日)	契約水量 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	71社81工場	長良川 三重用水 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曾川総合 用水 (岩屋ダム) <山村>	(1,000,000) 840,000	726,140	昭和31年 4月1日	昭和28年～	(14,270,826) 63,147,035
中伊勢工業用水道事業	津市	17社19工場	雲出川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	17,300	昭和46年 5月1日	昭和44年～	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社7工場	榊田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和 36～62年度	908,208
合計		95社107工場		(1,088,500) 911,500	781,940			(14,699,936) 69,255,243

※①給水能力の()内は全体計画量、事業費の()内は水源負担額 (外数)

②給水区域は、現在給水している区域

③中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし

④給水工場数の合計は、各事業別の数を積み上げたもの

工業用水道事業の概要【確保水源】

(令和8年1月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円
計			519,800		約296.4億円

(2) 料金

本県の工業用水道料金は、基本料金と使用料金からなる2部料金制を採用しています。

工業用水道料金は、原則、5年ごとに見直しを行っており、本年度は、次期料金(令和8～12年度)について見直しを行っています。(p. 27 参照)

基本料金・・・「基本使用水量 (m³/日)」(契約水量) にその月の日数を乗じて得た水量に「基本料金単価 (円/m³)」を乗じて得た金額
 使用料金・・・「使用水量 (m³/日)」(基本使用水量から休止水量^注を減じた水量) にその月の日数を乗じて得た水量に「使用料金単価 (円/m³)」を乗じて得た金額

注) 休止水量・・・使用量が少ない時期等に休止水量を申請していただくことにより、その分の使用料金を減額。休止水量変更時期は年2回(5月、11月)

※詳細は、「<参考1>工業用水道料金の算定方法 (P29)」を参照

料金表 (令和8年1月1日現在)

(単位: 円/m³)

	北伊勢工業用水道	中伊勢工業用水道	松阪工業用水道
基本料金単価	14.5	27.4	14.9
使用料金単価	4.0	2.0	1.1

※料金算定期間: 令和3年度～令和7年度

(3) 令和7年度の給水量見込み

本年度の工業用水の年間給水量（料金算定分）見込は約2億866万m³で、近年は、若干の減少傾向で推移しています。



(4) 令和7年度の主な取組状況

強靱な工業用水道の構築

主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策等に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

(ア) 耐震化

経営計画の計画期間中において、浄水場の浄水・排水処理施設や配水池等の主要施設49施設のうち、47施設の耐震化を完了させることとしています。

本年度は、過年度に着手した伊坂浄水場（四日市市）など3施設の排水処理施設の耐震補強工事を完了させるとともに、新屋敷取水所（松阪市）の配水池築造工事を進めています。

経営計画の成果指標	R 7		R 8 目標値
	目標値	見込	
主要施設の耐震化率(%) (累積/全主要施設数)	93.9 (46/49)	目標達成	95.9 (47/49)
計画期間内に実施する 主要施設耐震化の進捗率(%)	96.4 (27/28)	目標達成	100 (28/28)



耐震補強工事が完成した伊坂浄水場
排水処理施設※（四日市市）



耐震化が必要な既設の
新屋敷取水所配水池（松阪市）

※排水処理施設とは、浄水処理により発生した汚泥を濃縮し、脱水、乾燥する施設です。

（イ）老朽化対策

将来にわたり工業用水道施設の機能を維持し、中長期的なトータルコストを削減するため、適切な維持管理に努め施設の長寿命化を図るとともに、効率的かつ計画的な施設の更新を進め、老朽化対策に取り組むこととしています。

a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、山村ポンプ所（四日市市）取水ポンプ設備の分解点検整備や員弁川水管橋（桑名市）の塗装塗り替え工事などを進めています。



分解点検整備中の山村ポンプ所
取水ポンプ設備（四日市市）



塗り替え工事中の員弁川水管橋
（桑名市）

b 管路の更新

管路総延長約 350km のうち、耐震適合性のない管路が約 138km（経営計画策定時）あり、経営計画の計画期間中において、特に重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路、ライフライン関連ユーザー向け配水管路などを中心に約 22.1km を優先して更新し、老朽化対策とともに耐震化を進めることとしています。

本年度は、年度内に予定している約 2.0km の布設替工事について、過年度に着手した約 1.2km を含めて、約 1.9km の工事を進めています。

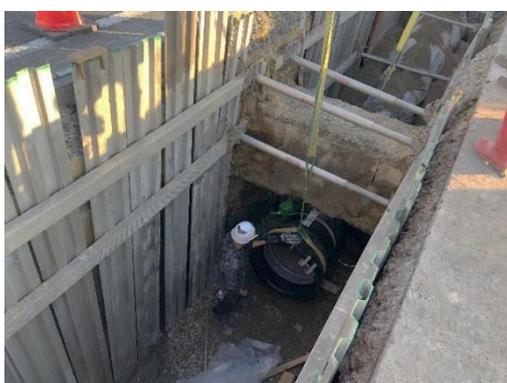
一部工事において、関係者との協議に時間を要し、発注計画を後年度に見直したことにより目標値を下回る見込みです。

制水弁については、経営計画の計画期間中において、配水運用の切り替えや漏水時の止水など、配水制御において重要となる制水弁 69 基を優先して更新することとしています。

本年度は、年度内に予定している 6 基の更新工事を進めています。

経営計画の成果指標	R 7		R 8 目標値
	目標値	見込	
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長: km)	65.9 (230.6/350.1)	目標を下回る予定 65.8 (230.5/350.1)	66.9 (234.3/350.1)
計画期間内に実施する 管路耐震化の進捗率(%) (累積/計画延長: km)	83.2 (18.4/22.1)	目標を下回る予定 82.8 (18.3/22.1)	100 (22.1/22.1)
制水弁の更新率(%) (累積/計画期間に更新する基数)	85.5 (59/69)	目標達成予定	100 (69/69)

※ 管路延長の端数処理により、率計算が合わない場合があります。



配水管布設替工事の施工状況（鈴鹿市）



不断水工法[※]による制水弁設置状況
(四日市市)

※制水弁の更新にあたり、断水して制水弁を設置できない管路には、不断水工法を採用し、ユーザーへの影響を回避しています。

ｃ 電気・機械設備の更新

経営計画の計画期間中において、更新時期を迎える 129 設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造終了などの要素を総合的に判断して、更新を進めることとしています。

本年度は、過年度に着手した山村浄水場（四日市市）の汚泥池搔寄機や山村ポンプ所（四日市市）の電気設備など 11 設備を含めて、14 設備の更新工事を進めています。

経営計画の成果指標	R 7		R 8 目標値
	目標値	見込	
設備の更新率(%) (累積/計画期間に更新する設備数)	88.4 (114/129)	目標を上回る予定 89.1 (115/129)	100 (129/129)



更新予定の山村浄水場汚泥池搔寄機
(四日市市)



更新予定の山村ポンプ所電気設備
(四日市市)

(ウ) 風水害対策

浸水対策については、経営計画の計画期間中において、対応が必要な木造取水所（津市）など7施設（水道との共有施設1施設を含む）のうち、5施設の対策を完了させることとしています。

本年度は、令和10年度完成に向けて、野代導水ポンプ所受変電設備（桑名市）の浸水対策工事を進めています。

なお、災害時等における長時間停電対策については、非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、既存設備の更新に合わせ適切に対応することとしています。

【成果指標】

令和7年度の目標値及び見込値（令和7年12月末時点）は、次のとおりです。

経営目標	成果指標	令和7年度 目標値	令和7年度 見込値
強靱な工業用水道の構築	①主要施設の耐震化率（%）	93.9	93.9
	②浄水場浄水処理施設の耐震化率（%）	100	100
	③制水弁の更新率（%）	85.5	85.5
	④管路の耐震適合率（%）	65.9	65.8
	⑤設備の更新率（%）	88.4	89.1
	⑥給水障害発生件数（件）	0	0
健全な事業運営の持続	⑦給水原価（円/m ³ ）	35.3	39.2
	⑧年間給水量（百万m ³ ）	213	208
	⑨経常収支比率（%）	100以上	88.8

※ 成果指標の説明

①主要施設の耐震化率

浄水場の浄水・排水処理施設や配水池等（49施設）のうち耐震化する施設数の割合

②浄水場浄水処理施設の耐震化率

浄水場における浄水処理施設（25施設）のうち耐震化する施設数の割合

③制水弁の更新率

更新対象制水弁に対する更新する制水弁数の割合
更新対象数は69基

④管路の耐震適合率

管路総延長（約350km）のうち耐震適合性のある管路延長の割合

⑤設備の更新率

更新対象設備に対する更新する設備数の割合
更新対象設備は129設備

⑥給水障害発生件数

企業庁に起因する事故により、ユーザーへの給水支障が生じた件数
なお、漏水等が発生した場合においても、ユーザーに実害が無い場合は給水障害としない。

⑦給水原価

有収水量1m³を作るために要する費用
{経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋長期前受金戻入)} ÷ 有収水量

⑧年間給水量

1日あたりの基本水量から休止水量を減じて得た水量を1年間分積み上げた水量

⑨経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標
経常収益 ÷ 経常費用 × 100

3 各事業の展開を支える取組

当庁を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後も安全・安心な水を安定的に供給していくため、「企業庁経営改革取組方針」（令和5年9月策定）に基づき、経営基盤の強化に取り組んでいるところです。令和7年度の主な取組としては、以下のとおりです。

(1) 人材確保・人材育成

当庁では、安全で安心な水供給サービスを持続可能なものとするため、人材確保や人材育成など中長期的な視点で人事施策を総合的に実施するため「三重県企業庁人材マネジメント戦略」（令和7年3月策定）に基づく人材マネジメントの取組を進めています。

人材確保については、新規採用職員の確保が厳しさを増すなか、安定的な人材確保のため、当庁独自の職員採用パンフレットの作成・配布のほか、高校・大学への訪問や職員採用動画の作成及びSNSでの広告配信、三重大学の学生を対象とした浄水場見学の実施など、企業庁の仕事内容や魅力の発信に積極的に取り組みました。

また、若手職員への技術継承と人材育成については、ジョブローテーション等による技術力習得に加え、今年度からは、スキルアップのための上司との定期面談を新たに導入するなど、若手職員の自律的な学習を支援するための環境整備に取り組んでいるところです。さらに、OJTによる人材育成を補完するための当庁独自の研修を実施しており、一部の研修については、受水市町等の職員も対象に含めて実施しています。



企業庁電気職員採用動画
(企業庁 Instagram より)



三重大学の学生を対象とした浄水場見学
(中勢水道事務所・高野浄水場)

(2) デジタル技術の活用

今後の急速な技術の進歩をふまえ、経営基盤の強化に資するデジタル技術の活用・拡大に向けて、引き続き、調査・検討を行い、導入に向けた検証を進めます。

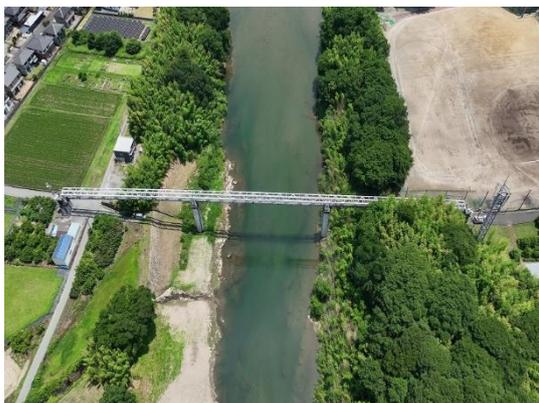
ア 管路劣化診断におけるAIの活用

今後の更新需要の増大が見込まれる管路について、劣化状況を効率的に把握するため、AIを用いた管路劣化診断を進めています。得られた診断結果については、次期施設改良計画における更新箇所選定の判断材料の一つとして活用していきます。

イ 水道施設の点検におけるドローン活用

ドローンの活用により、従来の目視点検では不可視であった箇所(point)の点検が可能となり、異常の早期発見や効率的な修繕計画の立案等の業務改善が期待できるため、水管橋点検等への活用を進めています。

本年度は、榎田川水管橋(松阪市)など、3箇所の点検を予定しています。



ドローンから見た水管橋



ドローンによる水管橋点検状況

ウ 施設維持管理における効率化の検証

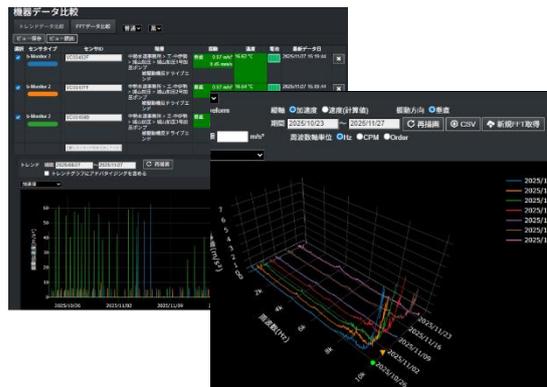
電気設備の適切な維持管理を行うため、定期的な点検を実施していますが、当庁の施設は県内に点在しており、移動に多くの時間を要しています。

このため、遠隔から現場を常時監視・確認できる技術の導入により、業務効率化の可能性や課題、導入の可否について検証を進めています。

本年度は、ポンプ設備においてWEB監視が可能な測定機器を試験的に導入し、故障の早期発見や設備点検周期の延長について検討しています。



無線振動計の設置状況



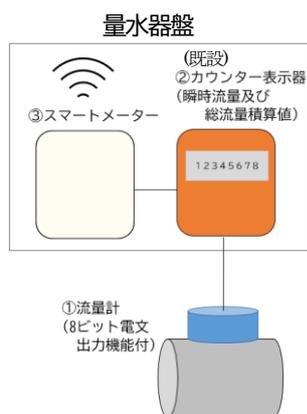
WEBによる監視画面

エ 自動検針（スマートメーター）の試行導入

ユーザーへの給水状況が遠隔で把握できることに加え、現在の計量装置の機能が簡素化され、費用の削減が期待できることから、工業用水道事業へのスマートメーターの試行導入を進めています。

本年度は、北伊勢工業用水道事業における給水地点のうち、13ヶ所にスマートメーターを設置し、通信の安定性や収集したデータの有用性などについて検証を進めています。

【スマートメーターの設置状況（赤枠がスマートメーター端末）】



設置例 1



設置例 2

(3) 地球温暖化対策の推進

「三重県企業庁地球温暖化対策推進計画」（令和6年6月策定）に基づき、エネルギー効率の高い機器への更新を進めています。また、再生可能エネルギーの導入として太陽光発電設備の導入に向けた取組を進めています。

本年度は、伊坂浄水場の照明設備のLED化や公用車8台の電動車（ハイブリッド車）の導入による省エネルギー化に取り組むとともに、PPA*の仕組みを活用した太陽光発電による再生可能エネルギーの導入拡大に向けた検討を進めています。

※事業者が施設内の空地等へ無償で太陽光発電設備を設置・維持管理を行い、発生する電気を施設提供者が買い取る仕組み

(4) 資金の運用及び管理

当庁の資金運用については、「企業庁資金運用方針」に基づき、確実かつ効率的な運用及び管理を行うこととしており、資金需要や金利動向等に留意のうえ金融機関への預託を行うとともに、安全性の高い有価証券（債券）による資金運用を行いました。

また、支払利息負担の軽減を図り、将来へ過度な負担を残さないために、企業債借入額をできる限り抑制し、企業債残高の適正な管理に努めています。

【成果指標】

令和7年度の目標値及び見込値（令和7年12月末時点）は、次のとおりです。

経営目標	成果指標	令和7年度 目標値	令和7年度 見込値
経営基盤 の強化	①企業庁研修開催時間数（時間）	65以上	81.5
	②危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回）	70以上	85
	③資金運用状況（%）	100以上	154
地域社会 との信頼 構築	④施設見学受入れ件数（件）	120以上	79
	⑤コピー用紙使用量（%）	△5.0	△12.4

※ 成果指標の説明

- ①企業庁研修開催時間数
企業庁研修を開催した時間数
- ②危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数
各事業所において、危機管理マニュアル等に基づく危機対応への研修・訓練の年間回数
- ③資金運用状況
 $\text{年間平均運用金利} \div \text{年間平均普通預金金利}$
- ④施設見学受入れ件数
浄水場及び発電所において施設見学を受け入れた年間の件数（団体数）
- ⑤コピー用紙使用量
平成27年度の使用量（過去5か年の最小値）を基準とした削減率

Ⅲ 工業用水道事業の料金改定について

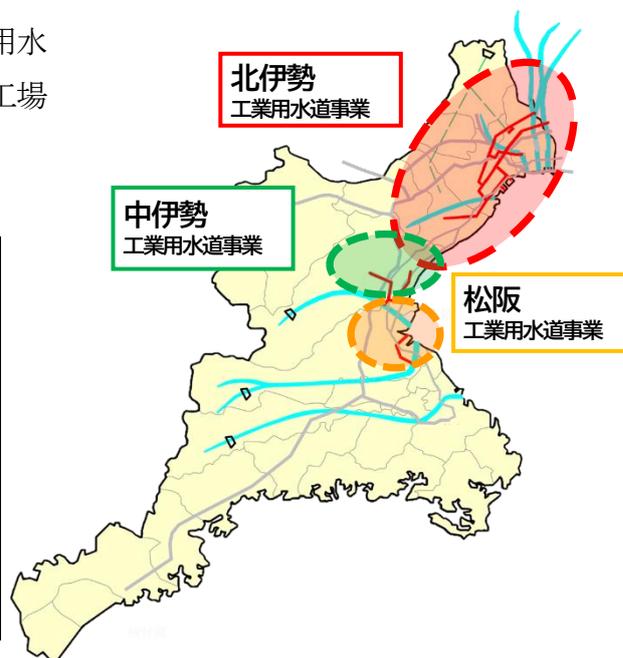
1 現行の工業用水道料金

企業庁では、北伊勢、中伊勢、松阪工業用水道事業の3事業を運営し、県内95社107工場へ工業用水を直接供給しています。

(令和7年12月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源	給水能力 (m ³ /日)	契約水量 (m ³ /日)
北伊勢	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	71社 81工場	長良川 三重用水 員弁川 木曾川 総合用水	840,000	726,140
中伊勢	津市	17社 19工場	雲出川	33,000	17,300
松阪	松阪市	7社 7工場	櫛田川	38,500	38,500

※ 給水区域は現在給水している区域



料金の算定は、「工業用水道料金算定要領（経済産業省）」に基づき、工業用水の供給に係る費用を料金収入で賄う総括原価方式により行っており、5年ごとに見直しを行うこととしています。

また、企業庁では、ユーザーの節水などの努力が反映出来るよう、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

前回の見直しでは、令和3年度から令和7年度までの5年間について、この間の収支が均衡する見通しであったことから3事業とも料金を据え置きました。

【現行料金】

単位：円/m³

事業名	基本料金	使用料金	超過料金
北伊勢	14.5	4.0	37.0
中伊勢	27.4	2.0	58.8
松阪	14.9	1.1	32.0

しかしながら、近年の物価高騰等の影響により、3事業全体の収支は5年間の累計で3億円余の純損失となる見込みです。

【現行料金算定期間（R3～R7）の収支の状況】

単位:百万円

区 分		年 度					計
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 [12月補正後]	
損	収益的収入	5,779	5,800	5,834	5,870	5,646	28,929
	収益的支出	5,390	5,710	5,757	6,043	6,358	29,258
益	純損益	389	90	77	▲173	▲712	▲329

2 次期工業用水道料金（案）

令和8年度から令和12年度までの5年間の次期料金算定にあたっては、費用の削減にも配慮しつつ耐震化や老朽化対策などの取組を反映するとともに、物価等の上昇も考慮して料金案を検討しました。

その結果、北伊勢及び松阪工業用水道については、下表のとおり現行料金を改定したいと考えています。

一方、中伊勢工業用水道については、新規ユーザーによる需要の拡大等により収支が均衡する見込みであるため、現行料金を据え置きたいと考えています。

【次期料金案】

単位：円/m³

事業名		区分	現行料金 (①)	次期料金案 (②)	増減 (③=②-①)	増減率 (④=③/①)
北伊勢		基本料金	14.5	16.8	+2.3	
		使用料金	4.0	6.0	+2.0	
		計	18.5	22.8	+4.3	+23%
		超過料金	37.0	45.6	+8.6	
中伊勢		基本料金	27.4	27.4	±0.0	
		使用料金	2.0	2.0	±0.0	
		計	29.4	29.4	±0.0	±0%
		超過料金	58.8	58.8	±0.0	
松阪		基本料金	14.9	18.5	+3.6	
		使用料金	1.1	2.1	+1.0	
		計	16.0	20.6	+4.6	+29%
		超過料金	32.0	41.2	+9.2	

3 ユーザーへの説明

ユーザーの皆様へは、近年の物価高騰など費用の増加要因や将来計画に係る費用削減の検討状況などを説明会や個別訪問において丁寧に説明した結果、安定供給を確保するための料金改定はやむを得ないのご理解をいただきました。

また、北伊勢工業用水道では、安定的な取水が困難な施設で計画していた改良を取りやめて費用の削減を図り、その能力（18万m³/日）に相当する契約水量の減量を行うことについてもご理解いただいています。

4 今後のスケジュール

国との協議が整ったことから、令和8年4月1日から新料金を適用するため、令和8年三重県議会定例会2月定例会に「三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案」を提出します。

<参考1>工業用水道料金の算定方法

(1) 基本料金 (固定的経費)

$$\text{基本料金 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{経費} + \text{減価償却費} + \text{支払利息} - \text{控除項目}}{\text{基本使用水量 (m}^3\text{/日)} \times \text{料金算定期間}}$$

- (注) ア 経 費： 人件費、修繕費、負担金、その他維持管理費
イ 減 価 償 却 費： 固定資産の価値減耗費
ウ 支 払 利 息： 企業債の支払利息
エ 控 除 項 目： 施設使用料、公舎等貸下料、受取利息、長期前受金戻入

(2) 使用料金 (変動的経費)

$$\text{使用料金 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{動力費} + \text{薬品費} + \text{汚泥処理費}}{\text{使用水量 (m}^3\text{/日)} \times \text{料金算定期間}}$$

※使用水量 = 基本使用水量 - 休止水量

- (注) オ 動 力 費： 取水、導水、浄水、配水に係る電力費
(消費電力料金及び契約電力料金)
カ 薬 品 費： 浄水処理に必要な薬品費
キ 汚 泥 処 理 費： 汚泥脱水機の運転管理や汚泥処分等の汚泥処理費
ク 休 止 水 量： 使用者が企業庁に工業用水の使用の全部または一部の休止を申し出て、それを企業庁が承認した水量

(3) 超過料金

$$\text{超過料金 (円/m}^3\text{)} = (\text{基本料金} + \text{使用料金}) \times 2$$

(4) 料金算定期間

5年間を基本としています。

<参考2>次期料金算定期間（R8～R12）の収支見通し

(1) 北伊勢工業用水道事業

単位:百万円

区 分		年 度					計
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
損	収益的収入	5,994	5,705	5,552	5,414	5,276	27,940
	収益的支出	5,425	5,404	5,629	5,689	5,643	27,791
益	純 損 益	568	300	▲78	▲275	▲367	149

(2) 中伊勢工業用水道事業

単位:百万円

区 分		年 度					計
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
損	収益的収入	250	251	250	249	248	1,248
	収益的支出	238	245	256	255	250	1,245
益	純 損 益	12	6	▲6	▲6	▲2	3

(3) 松阪工業用水道事業

単位:百万円

区 分		年 度					計
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
損	収益的収入	293	294	293	292	292	1,463
	収益的支出	223	257	305	329	343	1,458
益	純 損 益	70	36	▲12	▲36	▲51	6

<参考3>工業用水道料金の推移

単位:円/m³

現行料金

事業名		年度	平成2～4年度	平成5～11年度	平成12～17年度	平成18～21年12月	平成22年1月～24年度	平成25～29年度	平成30年度～
北伊勢	基本料金		16.5	17.0	17.0	17.0	15.5	14.5	14.5
	使用料金		3.4	3.5	3.5	3.0	3.5	4.0	4.0
	計		19.9	20.5	20.5	20.0	19.0	18.5	18.5
中伊勢	基本料金		20.7	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	27.4
	使用料金		1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0
	計		22.5	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	29.4
松阪	基本料金		12.5	12.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9
	使用料金		1.5	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	計		14.0	14.5	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0

IV 次期「三重県企業庁経営計画」について

令和9年度からの次期「三重県企業庁経営計画（以下「経営計画」という。）」について、以下のとおり、今後の策定作業を進めていきます。

1 目的

現行経営計画における計画期間が令和8年度に満了することから、引き続き、企業庁を取り巻く状況の変化に的確に対応しながら、将来にわたって、県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献するため策定します。

2 位置付け

総務省から策定を要請されている中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」、厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」（現在は国土交通省が所管）の推進のため水道事業者等が策定することとされている「水道事業ビジョン」として位置付けます。

3 計画期間

将来にわたって健全で安定した経営を実現していくため、令和9年度から令和18年度までの10年間の計画とします。

また、「経営戦略」は3～5年度ごとに改定の必要があるとされていることから、5年目を迎える年度に中間の改定を行います。

4 今後の取組の方向性

水道用水供給事業	耐震化	工業用水道事業	耐震化
	老朽化対策		老朽化対策
	風水害対策		風水害対策
	施設規模の適正化		施設規模の適正化
	官民連携の推進		官民連携の推進
	広域連携の取組		料金制度の最適化
	水質管理の強化		
各事業共通	人材確保・人材育成	※具体的な取組の説明は令和8年度の経営懇談会で実施	
	危機管理		
	財務運営		
	DXの推進		
	市町・ユーザーとのコミュニケーション		
	情報発信		
	コンプライアンス		
	地域貢献		
	環境への配慮		

5 今後のスケジュール

内容	年月	経営懇談会での 意見聴取	県議会への説明
策定方針	令和8年6月		○
骨子案	7月	○	
	10月		○
中間案	11月	○	
	12月		○
最終案	令和9年2月	○	
	3月		○

※令和8年12月～令和9年1月にかけて、パブリックコメントを実施予定